

# 山梨県公報

第千二百六十号

平成十四年

一月二十八日

月 曜 日

## 目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定……………三九

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………三九

字の区域変更……………三九

土地改良事業施行認可申請の適当決定(二件)……………三九

公 告……………四〇

屋外広告物講習会の開催について……………四〇

## 告 示

### 山梨県告示第十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
サンロード調剤薬局病院前	甲府市富士見一丁目四番五十二号
健康堂調剤薬局城東店	甲府市城東四丁目十三番十一号
山岸医院	都留市上谷五丁目四番十四号

### 山梨県告示第二十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 沓川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 北巨摩郡明野村大字上手字拾貳所千八百五十六番地先から北巨摩郡明野村大字上手字拾貳所千九百三十番五地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 明野村長 大柴邦昭
  - 2 住所 北巨摩郡明野村上手五千二百十九番一号

### 五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 六 管理の期間 平成十四年一月二十八日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用水を廃止するときまで

### 山梨県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年一月二十八日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字江草字家之前七二の一、七二三の一、七二四、七三一の三、七三三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字江草字悪畑

### 山梨県告示第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

る同法第八条第一項の規定により、須玉町長から協議のあった土地改良事業（和田地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ

る。

平成十四年一月二十八日 山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十四年一月二十九日から同年二月二十六日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申出期間

平成十四年一月二十七日から同年三月十三日まで

山梨県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、高根町長から協議のあった土地改良事業（箕輪地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができ

る。

平成十四年一月二十八日 山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十四年一月二十九日から同年二月二十六日まで

三 縦覧場所

高根町役場

四 異議申出期間

平成十四年一月二十七日から同年三月十三日まで

公 告

屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第十九条の規定による講習会を開催する。

平成十四年一月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 開催日時

一日目 平成十四年二月二十八日午前九時二十分

二日目 平成十四年三月一日午前九時二十分

二 開催場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四階四〇三会議室

三 科目

1 屋外広告物の法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施行に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円（受講申込書に二科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受講手数料は、申し込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成十四年一月三十一日（木）から平成十四年二月十五日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課（電話〇五五 二二三 一七三四）